

# 庁舎統合に向けた仮庁舎の整備

平成28年12月に策定した「庁舎統合方針」に基づき、老朽化などの課題がある保谷庁舎を取り壊し、田無庁舎市民広場に仮庁舎を整備したうえで、田無庁舎敷地内に保谷庁舎の部署を移転します。

保谷庁舎の部署の移転により、保育園・学童クラブなど子育て関係の手続きと小・中学校など教育委員会関係の手続きが、同一敷地内で可能になるなど、市民サービスの向上を図ります。

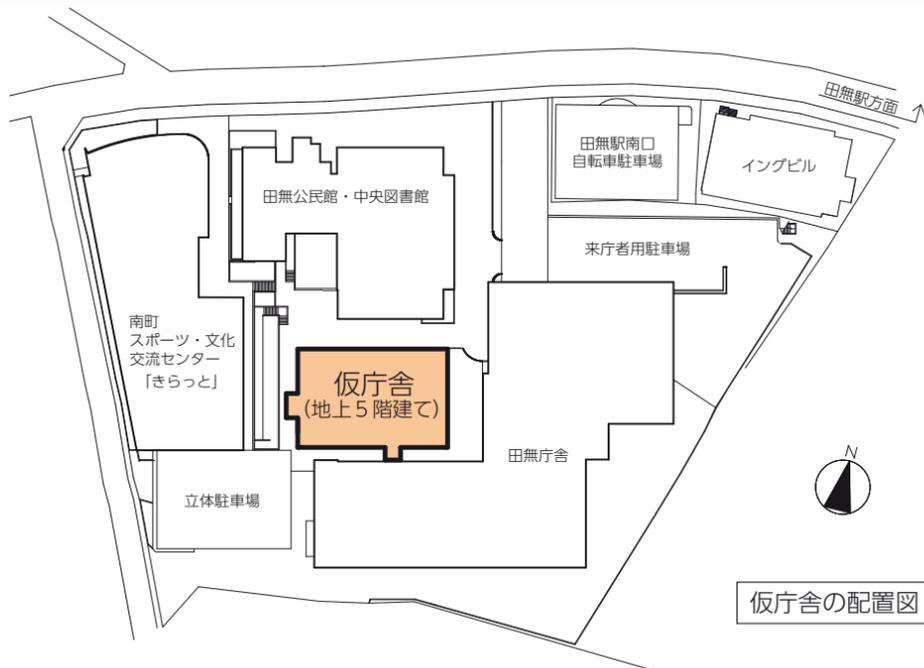
## □仮庁舎の概要

- 設置場所 西東京市役所田無庁舎市民広場
- 構造 鉄骨造地上5階建て
- 整備手法 リース方式による整備

## □部署の配置

田無庁舎敷地側	保谷庁舎敷地側
<b>《田無庁舎・仮庁舎》</b> 企画部・総務部・市民部・健康福祉部・子育て支援部・生活文化スポーツ部・会計課・議会事務局・教育部・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局	<b>《防災・保谷保健福祉総合センター》</b> 総務部(施設管理)・危機管理室・市民部(総合窓口)・健康福祉部(健康課・相談窓口 <sup>など</sup> )  <b>《東分庁舎》</b> 都市整備部  <b>《エコプラザ西東京》</b> みどり環境部

※下線部は保谷庁舎敷地側から移転する部署を示しています。



仮庁舎の配置図

## □田無庁舎市民広場の解体工事

田無庁舎の市民広場は、今後、仮庁舎の整備に向けて、10月から解体工事に着手する予定です。そのため、解体工事開始後は、これまでのようなご利用などはできなくなります。工事の開始時期や工事内容などの詳細は、改めてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

## □主なスケジュール

庁舎統合に向けた仮庁舎の整備の進捗などについては、適宜お知らせします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ▶ 庁舎統合に関すること…企画政策課 ☎042-460-9800
- ▶ 仮庁舎整備に関すること…管財課 ☎042-460-9812

## □仮庁舎の整備の主なスケジュール



# 災害に強いまちづくり

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

▶住宅課 ☎042-438-4052

## 分譲マンション

### ◆耐震アドバイザーの派遣

☑ ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法

☑ 分譲マンションの管理組合<sup>など</sup>

□派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回<sup>まで</sup>

### ◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの  
□助成額 費用の3分の2(200万円)<sup>まで</sup>

### ◆補強設計費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)<sup>まで</sup>

### ◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修<sup>など</sup>(建替・除却を含む)を行うもの

□助成額 費用の23%(1,500万円)<sup>まで</sup>

## 木造住宅

### ◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の2分の1(6万円)<sup>まで</sup>

### ◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□助成額 費用の3分の1(30万円)<sup>まで</sup>

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

### ◆耐震シェルター設置費用の助成

☑ 65歳以上または身体障害者手帳(1~4級)をお持ちの方がいる世帯

□対象住宅 左記「耐震診断」に同じ

□助成額 費用の10分の9(30万円)<sup>まで</sup>

## 戸別訪問および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる普及啓発および助成金の拡充を実施します。

### ◆緊急耐震重点区域(老朽木造建築物棟数率が高い地域)

- ①南町2丁目
- ②谷戸町1丁目
- ③中町2丁目
- ④北原町1丁目
- ⑤南町4丁目
- ⑥保谷町3丁目
- ⑦南町1丁目
- ⑧泉町1丁目
- ⑨ひばりが丘北2丁目
- ⑩泉町5丁目
- ⑪保谷町2丁目
- ⑫保谷町6丁目
- ⑬芝久保町4丁目
- ⑭柳沢5丁目
- ⑮住吉町4丁目
- ⑯泉町6丁目
- ⑰東町4丁目
- ⑱ひばりが丘1丁目
- ⑲東伏見5丁目

### ◆戸別訪問

市の職員が訪問し、リーフレットなどを用いて耐震化の必要性・助成制度を説明します。

□期間 平成29年4月1日~平成32年3月31日

□対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅・分譲マンション

### ◆助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額に戸当たり30万円を加算します。

□期間 平成29年4月1日~平成34年3月31日

※分譲マンションは、平成33年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

## 共通事項

- 助成金額は1,000円未満を切り捨て
- 助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。  
※助成金については、各年度の予算の範囲となります。